# 髙和果公報

目 次

訓令 ◎高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部を改正す る訓令 1 告 示 ○地域登録検査機関の登録事項の変更の 届出 (環境農業推 進課) 公告 ○土地改良事業の計画変更の認可(北川 十地改良区) (農業基盤課) 監査公表 ○監査の結果に関する勧告に基づく措置結果 落札公告 ○落札者等の公告 (警察本部会 計課) その他 ○地方公務員等共済組合法による平成29 年度決算の要旨 (市町村振興

#### 高知県訓令第5号

本 庁 各出先機関

高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。

平成30年7月20日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部を改正する 訓令

高知県男女共同参画推進本部設置規程(昭和51年7月高知県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「警務部企画課長」を「警務部警務課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

#### -----

## 告 示

#### 高知県告示第589号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年7月20日

高知県知事 尾﨑 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者 の氏名

四万十市右山五月町 7番40号 高知はた農業協同組合 代表 理事理事長 長尾 理夫

2 変更した登録事項

農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農 産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(変更前) 四万十市岩田375-54 林 憲治(玄米及び大 麦)

> 四万十市津蔵渕537-1 加用 真啓 (玄米及び 大寿)

四万十市古津賀3121 酒井 忍(玄米及び大麦) 四万十市入田2118-イ 谷崎 悟(玄米及び大 と)

幡多郡黒潮町佐賀2081 大谷 久男(玄米及び大 を)

宿毛市高砂11-22 横山 弘(玄米及び大麦) 土佐清水市下ノ加江571-1 溝渕 誠(玄米及 び大麦)

宿毛市押ノ川1823-37 渡辺 啓(玄米) 宿毛市山奈町芳奈2143 段松 靖(玄米) 幡多郡黒潮町有井川1566 二宮 寿明(玄米) 高岡郡四万十町河内237 山碕 知永(玄米) 高岡郡四万十町井崎846 上戸 寿文(玄米) 高岡郡四万十町大道960-2 竹内 寿彦(玄 长)

土佐清水市下ノ加江308-1 武山 幸弘(玄

幡多郡黒潮町浮鞭1935-1 伊芸 憲昭(玄米) 四万十市具同5305-6 芝上 賀彰(玄米) 土佐清水市三崎浦1-7-29 木村 登(玄米) 高岡郡四万十町十川876-2 林 和伸(玄米) 幡多郡黒潮町入野5196-131 宮川 正意(玄

四万十市敷地1188-3 渡辺 哲(玄米) 幡多郡黒潮町挙ノ川995-1 矢野 勝(玄米) 幡多郡大月町姫ノ井855 奥田 貞猪 (玄米) 幡多郡黒潮町入野6532-7 田中 稔 (玄米) 四万十市双海537 沖 勝 (玄米)

幡多郡大月町姫ノ井1815-11 吉村 秀人(玄米)

高岡郡四万十町大井川446 谷脇 裕二(玄米) 四万十市中村桜町2-62 今城 大樹(玄米) 宿毛市橋上町神有1054 有田 武文(玄米) 四万十市具同8494-6 宮地 洋幸(玄米) 高岡郡四万十町大正806 コーポ四万十1-205 安藤 岳(玄米)

幡多郡黒潮町入野5196-61 秋田 光平(玄米) 四万十市右山2033 谷田 周平(玄米) 宿毛市萩原6-20 田村 卓也(玄米) 四万十市西土佐用井457 中脇 康(玄米) 四万十市西土佐玖木122-3 尾崎 幸徳(玄

四万十市具同8726-15 多田 翼(玄米) 四万十市西土佐江川2669-1 髙橋 築(玄米) (変更後) 四万十市右山五月町13-5 加用 真啓(玄米及び大麦)

> 四万十市中村東町一丁目9番2号 エレガンスネ オA101号 酒井 忍(玄米及び大麦)

四万十市入田2127-1 谷崎 悟(玄米及び大 麦)

幡多郡黒潮町佐賀2082 大谷 久男 (玄米及び大 麦)

土佐清水市下ノ加江575 溝渕 誠(玄米及び大 麦)

土佐清水市下ノ加江504 武山 幸弘(玄米) 幡多郡黒潮町出口289 伊芸 憲昭(玄米) 四万十市右山元町3-1-22 芝上 賀彰(玄米)

土佐清水市三崎浦一丁目 7 - 29 木村 登 (玄 米)

高岡郡四万十町戸川876番地2 林 和伸(玄 \*)

幡多郡大月町姫ノ井1815番11 吉村 秀人(玄米)

四万十市具同田黒一丁目13-23 宮地 洋幸(玄 米)

高岡郡四万十町昭和678-2 安藤 岳(玄米) 幡多郡黒潮町上田の口25-6 秋田 光平(玄 米)

四万十市古津賀一丁目39 谷田 周平(玄米)

四万十市西土佐江川崎1599 武田 千実(玄米) 宿毛市中央七丁目8番19号 リファインドハイツ 303 長尾 政和(玄米)

(届出年月日) 平成30年6月28日

..

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、北川土地改良区の土地改良事業(維持管理)の計画変更を平成30年7月5日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年7月20日

高知県知事 尾﨑 正直

### 監 査 公 表

#### 監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年7月20日

高知県監査委員 30高行管第94号 平成30年6月29日

高知県監査委員 様

高知県知事

平成29年度行政監査結果に対する措置について(通 知)

平成30年3月29日付け29高監報第15号で報告のありました、平成29年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

1 監査委員の意見

AEDは、「設置すれば終わり」ではなく、適正な管理を 行ってはじめて救命という目的が達せられるものである。その ためには、管理は常に適正であるべきである。

昨年度の監査でAED設置者等が行うべき適正管理のための 取組が十分でないと指摘したにもかかわらず、監査結果公表 後、速やかに対応しなかったことについては、強く反省を求め る。

2 措置の内容

AEDは、心肺停止時の救命率の向上に効果がある一方、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある医療機器であり、心肺蘇生時にAEDを正常に作動させるためには、日頃からの点検や適正な管理などが重要であることから、これまでも県有施設に設置しているAEDの適正管理について、各所属長に注意喚起をしてまいりました。

平成28年度の監査意見に対する措置として、健康政策部長から平成29年6月5日付けで各部局長、教育長、公営企業局長及び警察本部長に対して、AEDの管理の適正化と未設置の施設への配置の検討、設置場所の周知を促すための通知を発出し、各施設において、適切な管理に取り組んでおりましたが、「AEDの設置者等が行うべき項目」について、取組の速やかな実施に至らなかった施設もあり、最終的に、全てのAEDが適正な管理状態となったのは、昨年12月でした。

このため、この度の監査意見も踏まえて、健康政策部長から、各部局長、教育長、公営企業局長及び警察本部長に対し、改めて平成29年度に発出したAEDの適正な管理、設置の促進及び設置情報の登録等に関する通知を徹底するために、別添「自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等に係る指導等の徹底について」(平成30年4月20日付け30高医政第51号健康政策部長通知)を発出し、今回の監査結果と合わせて、日常的な点検など、「AEDの設置者等が行うべき項目」を、改めて具体的に明示しました。

加えて、新たな取組として、庁舎管理所属、県立学校及び指定管理施設などの施設管理者が出席する庁舎管理責任者等の研修会(新エネルギー推進課が主催し、4月24日及び4月27日に開催)において、AEDの適正な管理等に係る指導等を行い、施設管理者が、AED設置者等が行うべきことを正しく認識し、確実かつ適正な管理がされるよう徹底を図ったところです。

今後とも、各施設のAED管理担当者の交代もあることから、健康政策部や県有施設の所管課が、それぞれの立場で所管課や施設の管理者に対して、定期的かつ継続的に注意喚起を行う体制の下で、引き続きAEDの適切な管理について、より一層の徹底を図ってまいります。

2

別添

30高医政第51号 平成30年4月20日

各 部 局 長 教 育 長 公営企業局長 様 警察本部長

健康政策部長

自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等に係る指導等の徹底について(通知)

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)については、平成28年度行政監査において「県有施設に設置しているAEDの管理等についての取組が十分でない」との意見が示されたことから、「自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等及び設置の促進について(平成29年6月5日付け29高医政第192号健康政策部長通知)」によりその適正な管理及び使用について依頼しているところですが、平成30年3月30日に監査委員より公表された平成29年度行政監査結果報告書においても「AEDの管理は常に適正であるべき」との意見をいただきました。

こうしたことを踏まえ、各部局におかれましては、前回の通知内容を再度確認のうえ、所管施設 に設置しているAEDの適正な管理及び使用について、各所属長に対して周知及び指導を行ってい ただきますよう改めてお願いします。

また、AEDには法的な設置義務はないものの、県民の命を守る十分な態勢を整えるためにも、一般財団法人日本救急医療財団が公表している「AEDの適正配置に関するガイドライン」が示す AEDの設置が推奨される施設 (例) を参考に、所管施設への適正な配置をお願いします。

併せて、AEDは、その設置情報を広く周知し、緊急時に使用できるようにする必要がありますので、各県有施設のAED設置情報について、全国AEDマップ(一般財団法人日本救急医療財団ホームページ)に登録していただきますよう重ねてお願いします。

#### 「参考1]

- ○「自動体外式除細動器 (AED) の適正な管理等の実施について (平成21年4月16日付け医政発 第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知)」で求められている 実施項目
- (1) AEDの設置管理に係る厚生労働省通知の職員への周知
- (2) 日常点検担当者の配置
- (3) 日常的な点検
- (4) 点検結果の記録・保管
- (5) 消耗品交換時期を記載したラベル等の本体等への取付等
- (6) 設置場所の周知

#### [参考2] 各種参考通知等

○「自動体外式除細動器 (AED) の適正な管理等及び設置の促進について (平成29年6月5日付け29高医政第192号健康政策部長通知) |

http://bbs.pref.kochi.lg.jp/bbs/kenkou/1313012017060601/kenkou546.html

- ○平成29年度 行政監査結果報告書 (平成30年3月30日付け監査公表第2号)
- http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/220101/files/2013080900137/29gyoseikansahokoku.pdf
- ○平成28年度 行政監査結果報告書 (平成29年3月10日付け監査公表第2号)
- http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/220101/files/2013080900137/H28gyouseikansakekka.pdf ○自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(平成22年5月17日付け22高医薬 第257号医療薬務課長通知)
- http://bbs.pref.kochi.lg.jp/bbs/kenkou/1313012010052001/kenkou377.html
- ○AEDを点検しましょう! (厚生労働省ホームページ)
- http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iyakuhin/aed/index.html
- ○AEDの適正配置に関するガイドライン (一般財団日本救急医療財団ホームページ)
- http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000024513.pdf
- ○全国AEDマップ (一般財団法人日本救急医療財団ホームページ)

https://www.ggzaidanmap.jp/

○AED設置場所登録申請(一般財団法人日本救急医療財団ホームページ)

http://qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm

#### 問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

健康政策部医事薬務課(機器の適正管理に関すること)

Tel: 088-823-9682 Fax: 088-823-9137 健康政策部医療政策課(設置促進に関すること)

Tel: 088-823-9667 Fax: 088-823-9137

•

#### -----

#### 落 札 公 告 ------

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年7月20日

高知県警察本部長 小柳 誠二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量 放置駐車違反現場処理端末 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目 4 -30
- 3 落札者を決定した日 平成30年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所 日通商事株式会社高知営業センター 高知市南竹島町51-8

5 落札金額

月額 631,260円

- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 平成30年5月11日

# そ の 他

地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) 第22条第3項の規定により、平成29年度の決算の要旨を公告する。

平成30年7月20日

高知県市町村職員共済組合理事長 板原 啓文

4

鞣

損益計算書の要旨 (単位:千円) 厚生年金 経過的長期 退職等年金 経過的長期 業務 経理区分 短期 保健 宿泊 貯金 貸付 物資 保険 預託金管理 負担金 122, 213 3, 265, 337 8, 193, 002 429, 574 48,026 124, 405 特定健康診査等収入 25,996 429, 573 掛金 3, 156, 931 121,507 組合員保険料 5, 104, 105 施設収入・商品売上 172,556 7,949 収 基礎年金交付金 利息及び配当金 22 20 5 17,070 782, 079 その他の収入 755, 169 66,980 8,878 44, 319 186, 869 24, 297 3,530 他経理から繰入 22,688 前年度支払準備金 470,657 前年度繰越長期給付積立金 24, 297 計 7, 648, 094 13, 297, 107 859, 147 48,026 17,070 211, 903 280, 806 216,880 968, 948 11, 479 給付 2, 977, 458 役職員給与 68, 762 31,803 49,641 5,514 旅費・事務費 3,019 3, 229 1,524 255 11,683 1,342 商品仕入 3,009 7,362 飲食材料費 24,902 委託費 • 委託管理費 3, 269 2,088 36,978 3,700 20 186 83 支払利息 17,070 1,300 859, 089 17,070 連合会払込金 75, 979 1,077 前期高齢者納付金 1,816,178 支 後期高齢者支援金 1, 176, 532 Ш 病床転換支援金 老人保健拠出金 17 退職者給付拠出金 68, 150 基礎年金拠出金負担金 他経理へ繰入 22,688 その他の支出 859, 147 114,885 162, 551 25, 698 4,600 4,706 927, 171 13, 297, 107 48,026 238, 266 次年度支払準備金 460, 953 次年度繰越長期給付積立金 17,070 計 7, 525, 133 | 13, 297, 107 859, 147 198, 599 29,805 48,026 275, 176 230,082 941, 357 12, 592 差引当期利益金又は当期損失金 (△) 122, 961 13, 304 5,630 △ 13, 202 27, 591  $\triangle$  5,508  $\triangle$  1, 113

D

恒

貸借対照表の要旨 (単位:千円)

資産	経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
	流動資産	912, 982	787, 867	54, 126	413	10, 365	319, 447	383, 455	201, 817	10, 004, 664	73, 908	108, 906
	固定資産					808, 600	7, 486	1	1, 132, 282	62, 298, 180	1, 002, 724	
	繰延資産											
	資産合計	912, 982	787, 867	54, 126	413	818, 965	326, 933	383, 456	1, 334, 099	72, 302, 844	1, 076, 632	108, 906
-	流動負債	12, 585	787, 867	54, 126	413		3, 326	24, 136	14, 583	68, 091, 101	85	889
負債	固定負債	460, 953				818, 965	126, 776	49, 513	134, 418	62, 359	863, 722	60, 500
1,54	負債合計	473, 538	787, 867	54, 126	413	818, 965	130, 102	73, 649	149, 001	68, 153, 460	863, 807	61, 389
	資本剰余金						647		150,000			
資	積立金											
本	利益剰余金又は欠損金	439, 444					196, 184	309, 807	1, 035, 098	4, 149, 384	212, 825	47, 517
	資本合計	439, 444					196, 831	309, 807	1, 185, 098	4, 149, 384	212, 825	47, 517
	負債・資本合計	912, 982	787, 867	54, 126	413	818, 965	326, 933	383, 456	1, 334, 099	72, 302, 844	1, 076, 632	108, 906